

売買春に係る規制の在り方検討会 第1回会議配布資料	2
------------------------------	---

売春防止法違反事件の受理・処理状況等

売春防止法違反事件の受理・処理状況等

令和4年分																							
区 分 適用法条		受 理								既 済												合 計	未 済
		旧 受	新 受						合 計	起 訴			不 起 訴				中 止	送 致					
			通 常 受 理			他 かの 検 察 庁 へ	家 庭 裁 判 所 へ	そ の 他		計	公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	計	起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他		計	他 の 検 察 庁 に	家 庭 裁 判 所 に	計		
			検 知 察 ・ 官 直 認 受	司 員 法 務 省 警 察 官 直 認 受	計																		
勸 誘 等 (第 5 条)	第 1 号			2	2				2	2					2			2				2	
	第 2 号																						
	第 3 号	9		245	245	59	1		305	314		4	4	205			205	1	60	39	99	309	5
周 旋 等 (第 6 条)	第 1 項	2	1	87	88	10			98	100	48	12	60	20	4		24		9	7	16	100	1
	第 2 項	第 1 号		1	5	6	1		7	7	1	1	2	2			2		1		1	5	
		第 2 号																					
		第 3 号			3	3	6			9	9		3	3					6		6	9	
困惑等による売春 (第 7 条)	第 1 項																						
	第 2 項																						
対 償 の 収 受 等 (第 8 条)	第 1 項																		1	1	1		
	第 2 項																						
前 貸 等 (第 9 条)																							
売 春 を さ せ る 契 約 (第 10 条)				△1 23	△1 23	△1 4	1		△2 28	△2 28	7	△1 4	△1 11	10	1		11		△1 4	1	△1 5	△2 27	1
場 所 の 提 供 (第 11 条)	第 1 項	1		28	28	△1 14			△1 42	△1 43	6	△1 14	△1 20	3	4		7		△1 14		△1 14	△2 41	5
	第 2 項	2		△4 40	△4 40	△1 2			△5 42	△5 44	△1 22	△1 1	△2 23	△1 12	4		△1 16		△1 2		△1 2	△4 41	
売 春 を さ せ る 業 (第 12 条)				3	3				3	3	4		4									4	
資 金 等 の 提 供 (第 13 条)	第 1 項			△2 6	△2 6				△2 6	△2 6	△2 3		△2 3	3			3					△2 6	
	第 2 項																						
計		14	2	△7 442	△7 444	△3 96	2		△10 542	△10 556	△3 91	△3 39	△6 130	△1 257	13		△1 270	1	△3 96	48	△3 144	△10 545	12

(注) 1 法務省刑事局の調査による。
2 この表の適用法条は、「受理」及び「未済」については事件を受理した時の適用法条を、「既済」については事件の処理が既済となった時の適用法条を指す。
3 法人については、△印を付して内数で計上している。

令和5年分																								
区 分 適用法条		受 理									既 済											合 計	未 済	
		旧 受	新 受						合 計	起 訴			不 起 訴				中 止	送 致						
			通 常 受 理			他かの 検 察 庁 へ	家かの 庭 裁 判 所 へ	そ の 他		計	公 判 請 求	略 式 命 令 求	計	起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他		計	他 の 検 察 庁 へ	家 庭 裁 判 所 へ	計			
			検 知 察 ・ 官 直 認 受	司 員 法 警 察 へ	計																			
勸 誘 等 （ 第 5 条 ）	第 1 号			1	1				1	1					1			1			1	2		
	第 2 号																							
	第 3 号	5		283	283	55	1	1	340	345		8	8	233		1	234		53	38	91	333	10	
周 旋 等 （ 第 6 条 ）	第 1 項	1	2	120	122	30			152	153	67	25	92	17	5		22		26	5	31	145	5	
	第 2 項	第 1 号			3	3	1			4	4	2	1	3	1			1		1		1	5	
		第 2 号																						
		第 3 号																						
困惑等による売春 （ 第 7 条 ）	第 1 項			8	8	1			9	9	8		8			1	1		1		1	10		
	第 2 項																							
対 償 の 収 受 等 （ 第 8 条 ）	第 1 項		2	6	8				8	8	4		4									4		
	第 2 項																							
前 貸 等 （ 第 9 条 ）																								
売 春 を さ せ る 契 約 （ 第 10 条 ）		1	△1 1	△3 22	△4 23	△1 3			△5 26	△5 27	△2 14	△1 3	△3 17	5	△1 3		△1 8		△1 4		△1 4	△5 29		
場 所 の 提 供 （ 第 11 条 ）	第 1 項	5	1	21	22	7			29	34	1	7	8	7	9		16		7		7	31		
	第 2 項		3	△11 66	△11 69	△1 2			△12 71	△12 71	△2 45	△1 1	△3 46	△6 19	△1 2		△7 21		△1 2		△1 2	△11 69	△1 3	
売 春 を さ せ る 業 （ 第 12 条 ）			△1 1	5	△1 6				△1 6	△1 6	11		11								11	△1 1		
資 金 等 の 提 供 （ 第 13 条 ）	第 1 項			△1 3	△1 3				△1 3	△1 3	△1 3		△1 3								△1 3			
	第 2 項																							
計		12	△2 10	△15 540	△17 550	△2 101	1	1	△19 653	△19 665	△5 155	△2 46	△7 201	△6 284	△2 19	2	△8 305		△2 97	43	△2 140	△17 646	△2 19	

- (注) 1 法務省刑事局の調査による。
2 この表の適用法条は、「受理」及び「未済」については事件を受理した時の適用法条を、「既済」については事件の処理が既済となった時の適用法条を指す。
3 法人については、△印を付して内数で計上している。

令和6年分																							
区 分 適用法条		受 理								既 済												合 計	未 済
		旧 受	新 受						合 計	起 訴			不 起 訴				中 止	送 致					
			通 常 受 理			他 家 の 検 察 庁 ら	か 庭 裁 判 所 ら	そ の 他		計	公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	計	起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他		計	他 の 検 察 庁 に	家 庭 裁 判 所 に	計		
			検 知 察 ・ 官 直 認 受	司 員 法 か 警 察 ら	計																		
勸 誘 等 （ 第 5 条 ）	第 1 号			1	1				1	1					1							1	
	第 2 号																						
	第 3 号	10		233	233	56		1	290	300	3	25	28	186	1		187		53	29	82	297	2
周 旋 等 （ 第 6 条 ）	第 1 項	5	1	104	105	15			120	125	60	10	70	27	6		33		14	4	18	121	3
	第 2 項	第 1 号			2	2			2	2	1		1	1			1					2	
		第 2 号																					
		第 3 号			3	3	3			6	6		2	2		1		1		4		4	7
困惑等による売春 （ 第 7 条 ）	第 1 項			4	4	1			5	5	4	1	5	2			2		1		1	8	
	第 2 項																						
対 償 の 収 受 等 （ 第 8 条 ）	第 1 項		2	7	9	1			10	10	3		3		1	1	2		1	1	2	7	
	第 2 項																						
前 貸 等 （ 第 9 条 ）																							
売 春 を さ せ る 契 約 （ 第 10 条 ）				△3 33	△3 33	2			△3 35	△3 35	△2 20	2	△2 22	△1 9	1		△1 10		2		2	△3 34	1
場 所 の 提 供 （ 第 11 条 ）	第 1 項			18	18	3			21	21		3	3	6	3		9		3		3	15	
	第 2 項	△1 3	1	△14 103	△14 104	△2 7			△16 111	△17 114	△13 67	△1 1	△14 68	33	△1 7	2	△1 42		△2 7		△2 7	△17 117	
売 春 を さ せ る 業 （ 第 12 条 ）		△1 1		10	10				10	△1 11	7		7		△1 7		△1 7					△1 14	
資 金 等 の 提 供 （ 第 13 条 ）	第 1 項			4	4				4	4				1	3		4					4	
	第 2 項																						
計		△2 19	4	△17 522	△17 526	△2 88		1	△19 615	△21 634	△15 165	△1 44	△16 209	△1 266	△2 30	3	△3 299		△2 85	34	△2 119	△21 627	6

- （注） 1 法務省刑事局の調査による。
2 この表の適用法条は、「受理」及び「未済」については事件を受理した時の適用法条を、「既済」については事件の処理が既済となった時の適用法条を指す。
3 法人については、△印を付して内数で計上している。